

平成24年度 印西市特別職報酬等審議会  
(第1回会議資料)

## 印西市特別職報酬等審議会資料 目次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 資料1 過去の諮問及び答申内容について        | 1  |
| 資料2 市議会議員の報酬額              | 3  |
| 資料3 県内各市の市議会議員の報酬額一覧表      | 4  |
| 資料4 近隣各市の市議会議員の報酬額一覧表      | 5  |
| 資料5 特別職（市長、副市長）の給与額        | 6  |
| 資料6 県内各市の市長、副市長の給料額一覧表（月額） | 8  |
| 資料7 県内各市の市長、副市長の給料額一覧表（年額） | 9  |
| 資料8 近隣各市の市長、副市長の給料額一覧表（月額） | 10 |
| 資料9 近隣各市の市長、副市長の給料額一覧表（年額） | 11 |

## 過去の諮問及び答申内容について

平成8年10月7日 諮問



常勤特別職（市長、助役、収入役）の給料月額及び議会議員の報酬月額を改定する条例を議会に提出するにあたり、特別職報酬等審議会の意見を求める。

| 区分                     | 現行        | 改定案       |
|------------------------|-----------|-----------|
| 市長                     | 830,000 円 | 850,000 円 |
| 助役                     | 690,000 円 | 710,000 円 |
| 収入役                    | 650,000 円 | 670,000 円 |
| 議長                     | 390,000 円 | 430,000 円 |
| 副議長                    | 320,000 円 | 360,000 円 |
| 常任委員会委員長<br>議会運営委員会委員長 | 310,000 円 | 350,000 円 |
| 議員                     | 300,000 円 | 340,000 円 |

平成8年11月1日 答申

常勤特別職の給料月額及び議会議員の報酬月額の改定について、答申する。（改定案どおり）

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 市長                     | 850,000 円 |
| 助役                     | 710,000 円 |
| 収入役                    | 670,000 円 |
| 議長                     | 430,000 円 |
| 副議長                    | 360,000 円 |
| 常任委員会委員長<br>議会運営委員会委員長 | 350,000 円 |
| 議員                     | 340,000 円 |

※平成9年1月1日施行

平成14年1月30日 諮問



議会議員の報酬月額を改定し、それぞれ2万円引き上げ、平成14年4月1日から適用する案について諮問する。

| 区分                     | 現行        | 改定案       |
|------------------------|-----------|-----------|
| 議長                     | 430,000 円 | 450,000 円 |
| 副議長                    | 360,000 円 | 380,000 円 |
| 常任委員会委員長<br>議会運営委員会委員長 | 350,000 円 | 370,000 円 |
| 議員                     | 340,000 円 | 360,000 円 |

平成14年1月30日 答申

報酬月額の改定については賛成であるが、実施に当たっては時期を見定めてから慎重に行っていただきたい。

---

平成17年2月1日 諮問



平成17年2月1日 答申

平成14年1月30日付けで特別職報酬等審議会より、議会議員の報酬月額の改定案について、賛成ではあるが、実施にあたっては時期を見定めてから慎重に行うよう答申されており、答申が出されてから3年が経過実施時期について諮問する。

前回の平成14年1月の答申時と現在とを比較すると、経済情勢等がほとんど変化していないと考えられるので、現時点は、議会議員の報酬月額の改定を実施する時期ではなく、もう少し時期を延ばすべきである。

---

平成17年12月28日 諮問



平成17年12月28日 答申

議会議員の報酬については、平成14年1月、平成17年2月に特別職報酬等審議会より答申がなされているが、議長より再度検討の依頼を受け、報酬月額の改定について諮問する。

現在の社会経済情勢、給与水準の状況、当市の財政状況を勘案すると、現行の報酬月額を据え置くことが相当であるといえる。

## 市議会議員の報酬額

### (1) 報酬額について

印西市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により、議員報酬を支給する。

### (議員報酬)

議会の議員の議員報酬は、次の表のとおり支給する。

表

| 職名                       | 議員報酬月額   |
|--------------------------|----------|
| 議長                       | 430,000円 |
| 副議長                      | 360,000円 |
| 常任委員会の委員長<br>議会運営委員会の委員長 | 350,000円 |
| 議員                       | 340,000円 |

### (期末手当)

6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する議会の議員に対して期末手当を支給する。期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の205を乗じて得た額とする。

期末手当基礎額

$$\text{報酬月額} + \text{報酬月額} \times \left( \frac{\text{期末手当加算率}}{100} \right) = \text{期末手当基礎額}$$

期末手当支給率

| 区分  | 期末手当支給率 |
|-----|---------|
| 6月  | 190/100 |
| 12月 | 205/100 |

計算式

$$\text{期末手当} = \text{期末手当基礎額} \times \text{期末手当支給率}$$

(参考例)

議員の6月期末手当

$$\text{期末手当基礎額} = 340,000\text{円} + (340,000\text{円} \times 20/100) = 408,000\text{円}$$

$$6\text{月期末手当} = 408,000\text{円} \times 190/100 = 775,200\text{円}$$